

◆1番(下市香乃美君) 皆さんおはようございます。  
傍聴の皆さんも朝早くから大変ありがとうございます。  
個人質問も後半に入りました。これまで多くの先輩議員たちも登壇しておりまして、テーマとしては重複しているものもあると思いますが、私なりに切り口を変え質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、11月補正予算について。  
11月補正予算について意見を述べ、市長の見解をお伺いいたします。  
この11月補正予算は、12月9日参院予算委員会、同本会議で可決、成立された第2次補正予算、中でも11月16日に閣議決定された18兆円の「経済新生対策」に関連して編成されています。

この「経済新生対策」については、多くの批判もあります。一言で言えば、迫ってきた総選挙対策としての総花的ばらまき予算ということです。中身については、整備新幹線、高速道路、空港などの従来型の公共事業による景気対策となっています。そして、大きな問題は、その財源を7兆6,000億円の国債に頼っていることです。このままでいけば、99年度末で335兆円の国債発行残高となり、国と地方合わせて608兆円の長期債務残高となってしまいます。もう払えない、返済不能な規模になっていると多くの経済学者が警鐘を鳴らしています。先進国の中でも例を見ない危機的な状況に陥っていると言えます。この巨額の債務は、将来世代へ取り返しのつかない大きな負担を強いることとなります。この「経済新生対策」を基礎にして、補正予算が組まれています。

さらに、11月補正予算に当たって、自治省は驚くべき通達を出しました。  
11月2日に出された通達では、ア、国の補助事業に関する自治体の負担部分は、地方債の発行による調達を認め、かつ地方債の元利償還に必要な資金は全額国の交付税で肩がわりをする。

イ、自治体が単独事業を行う場合は、全額地方債による調達を認め、このうち45%を交付税で肩がわりするとされています。

つまり、景気対策のために、どんどん公共事業をし、幾らでも借金をし、国が税金で後で払ってやる、ということなのです。これは予算編成におけるモラルハザードと言わねばなりません。

この自治省通達をもとにして、今回の11月補正予算は組み立てられています。そして、市はネットコスト削減のために財源の工夫をしたと言っているわけです。これが果たして本当の工夫と言えるのでしょうか。

11月補正の大きな特徴は、公共事業費の突出にあります。例えば、一般会計52億円の歳出中、土木費が35億円と突出しています。民生費は13.8億円、教育費は4.4億円です。国が交付金で面倒を見てくれるから、どんどん借金をしてもいいのでしょうか。何が政策的に必要なことなのか、岡山市の独自性が見えてこないと言わざるを得ません。

そして、当たり前のことですが、借金はいつか返さなければならないのです。それは国のことだから関係ないとは言えないと思います。国にしろ自治体にしろ、その財源は国民の税金です。

私が議員になってすぐに勉強したのは、公債費比率や起債制限比率は上げてはいけないというものでした。この補正予算では、それらの比率は確実に上がってきます。今、ネットコストを削減できたなどと言っていますが、このツケは必ずブーメランのように返ってくると思います。財政難を叫びながら公共事業を突出させ、債務をふやしていく市当局の姿勢に大きな疑問を持たざるを得ません。果たして長期点な視点があるのでしょうか。

中央政府が将来のことなど考えず、ばらまき予算を立てているときこそ、市民生活に一番身近な地方政府としての岡山市は、市民に、そして将来の世代に責任を持った施策をこそとるべきではないでしょうか。それは、公共事業を突出させることでは決してありません。この「経済新生対策」の中でも見るべきものはあります。例えば、極めて不十分ではありますが、市場の不安定化に伴うリスクの増大を社会全体でシェアする――分かち合う、セーフティネットの考えも示されています。

これに関連して、今年度の厚生白書は、社会的安全装置(社会的セーフティネット)が存在することにより、人生の危険(リスク)を恐れず、生き生きとした生活を送ることができ、ひいては社会全体の活力につながると述べ、社会保障制度の大切さを訴えています。また、産業連関表を用いて、社会保障が持つ経済効果や雇用創出効果、地域経済に与える効果についても、多くのページを割いて紹介しています。「補正予算といえば土木」という考え方からの脱却が、今求められているのではないのでしょうか。

また、「経済新生対策」では、歩いて暮らせるまちづくりなど、見るべき政策も掲げられています。こうした本当に必要な施策こそ推進すべきではないでしょうか。

さらに、将来世代に過大な負担を強いるようなことはすべきではないと思います。もっと長期的な視点を持った予算編成をすべきではないでしょうか。11月補正、さらには来年度予算編成を含めて、市の基本的な考え方を示してください。これが質問です。

## 2. 平和行政の市政への具現化について。

(1) コスタリカ訪問については、多くの議員からその感想も含めて質問がありました。重複は避けられないかと思いますが、私なりの質問をさせていただきます。

先月、市長を団長とする市民親善訪問団が中米コスタリカの首都サンホセ市を訪問し、友好関係をより深めてきたことは皆さんも御承知のとおりです。実は、私はコスタリカという国がどこにあって、どういった国なのか、不勉強で余りよく知りませんでした。今回の報道に触れ、コスタリカが平和憲法を持つ国であり、1948年に常備軍を廃止、1987年には中米和平への貢献で、オスカル・アリアス大統領がノーベル平和賞を受賞したことなどを知り、とても親近感を覚えました。

また、現地の公式行事の中で、アリアス平和財団のフェルナンド・ドウラン事務局長が日本と軍縮面での連携強化などを訴えたとも報道されています。

そこで質問ですが、コスタリカを訪問されての感想、これはたびたび市長もお話しされていますので、まだ言い残していることがあればお願いします。

とあわせて、自治体レベルでの交流、さらには市民レベルの国際交流が果たす世界平和への貢献は非常に有効だと考えますが、御所見をお聞かせください。

(2) 次に、本市は1985年に平和都市宣言を行っております。昨年11月の本会議でも、「今後も平和で幸せな社会の実現に向けて、平和都市宣言の理念が市政全般に反映されるよう必要な予算を確保して事業の推進を図ってまいりたい」という答弁がなされています。とりわけ市政全般へこの理念をどう具現化していこうとしているのか、御所見をお聞かせください。

また、より一層の平和行政を推し進めるということで、平和憲法や非核三原則や岡山市平和都市宣

言の理念をより明確にするために、「無防備地域宣言」を岡山市として行う考えはありませんか。  
「無防備地域宣言」とは余りなじみのない言葉ですが、154カ国が署名している1949年8月12日のジュネーブ条約諸条約に追加される国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書第59号に基づくものであり、宣言をした地域への攻撃が、軍事・武装施設を置かない条件のもとで禁止されることになっているものです。

(3)さて、平和行政とのかかわりで最も危惧しているのは、周辺事態法第9条にかかわる自治体協力の問題です。過去の本議会でも既に数々の質問がなされていますが、私なりにお尋ねしていきたいと思えます。

私自身、コスタリカの常備軍の廃止や本市の平和都市宣言には強い共感を覚えるわけですが、周辺事態法という何か特別の法律という感がありますが、現行法と横並びの個別法だという事実をまず指摘しておきたいと思えます。

そのことは、政府の周辺事態安全確保法第9条の解説(案)の中で、「協力の求めを受けた地方公共団体の長は、求めのあったことを前提として、権限を適切に行使することが法的に期待される立場に置かれることになる。これを一般的に協力義務と呼んでいる」と記されています。義務でなく期待であると政府自身が言っているのです。

別の箇所では、「あくまで既存の法令に基づく権限の適切な行使ということであるので、法令を超えた対応が求められるわけではない」とも記されています。

こうしたスタンスを踏まえた上で、過去の答弁を読んでみたのですが、国家安全保障上の政策というもののうちの住民自治の問題とか、可能な限りの協力に必ずや応ずるべきであろうといった答弁がありました。

そこで質問ですが、周辺事態法は多くの法律と横並びの個別法というふうには認識されていますか、御所見をお聞かせください。

第9条第1項による協力の求めに対して、関係条例に基づく適切な権限の行使を行うというスタンスを、過去の答弁も踏まえて明確にさせていただきたいと思えます。

次に3番、労働問題について。

まず(1)労働情勢について。

9月議会で、労働相談窓口の設置についてお伺いしましたが、今回は少し違う視点から述べさせていただきます。

雇用情勢が厳しいことは周知のとおりですが、友人に聞いた話によりますと、賃金不払いや常用労働者職場がパート化されるといふ不安など、雇用状況はまだまだ厳しく、働く者の悩みは尽きません。

ことし10月、東京都労働審議会は、個別労使紛争増大への対応として、雇用関係調整委員会(仮称)の設置を含んだ答申を発表しました。これは従来の労働委員会が、労働組合が当事者の紛争処理を扱うため、個別労使紛争の処理体制が不十分だったことを踏まえたものです。また、連合は、労働委員会が個別労使紛争を処理できるように労組法を改正し、新たな法——個別労使関係調整法——の制定を求める方針を明らかにしています。

労働基準局への相談件数も、4月から9月が前期——10月から3月——よりも40%増加したとの報道もあります。また、労働省も同様の検討を始めているという報道もあります。こうした状況は、雇用の流動化の進展の中で、個別労使紛争への対応策の強化が必要になっていることの一つのあらわれだと思えます。

そこで質問します。

現下の労働情勢に対し、国・県・市が連携を強め、雇用対策に限らず雇用不安に対し適切な対応を行うことが必要だと考えますが、御所見をお聞かせください。

次に、働く女性について。

統計局による労働力調査——1999年10月結果——によりますと、その内訳は、就業者数6,500万人、そのうち男性が3,857万人、女性は2,643万人となっており、女性就業者は全体の40.7%を占めています。また、1997年度、岡山県労務管理実態調査結果報告書によりますと、岡山県では常用労働者に占める女性の割合は35.5%、男性の割合は64.5%となっています。これらの調査から、日本で働く者の約4割を女性が占めています。これが現在の女性の社会進出の状況だと言えます。

しかし、働く女性の現状にはまだまだ厳しいものがあります。さきに挙げた調査によりますと、岡山県内の男性労働者のうちパート労働者は3.5%です。それが女性労働者では30.1%と、働く女性のうちパートの占める割合は、実に男性の10倍近いということになります。

なぜこんなに女性はパート労働者が多いのでしょうか。女性はみずからパート労働を選んでいるのでしょうか。私にはまだまだ女性みずからが選択している段階には達していないと思えます。女性は働き続けたくても、働き続けられない条件が幾つもあるのではないのでしょうか。それが原因で、パート労働を選ばざるを得ない状況にあるのではないのでしょうか。

女性が最も働き続けやすいのは、私の経験からも公務員の職場ではないかと思えます。その例として、岡山市内の保育園の状況を紹介します。

私も長い間子どもを預け、保育園には大変お世話になりました。そのときにも感じていたのですが、公立保育園と私立保育園では保育士さんの年齢が随分違う、私立保育園の保育士さんは若い人が多いというふうに思っておりました。

岡山市内には本年4月1日現在、公立保育園が43園、私立保育園が46園あるのは皆さんも御承知のことだろうと思えます。調べてみますと、公立保育園の職員は全員女性で752人、その平均年齢は38.6歳。一方、私立保育園の職員は男性27人、女性920人で、平均年齢は30.9歳でした。この平均年齢で約8歳の差があるということになります。この差は一体何をあらわしているのでしょうか。

保育士の98%以上を——この調査結果からですけれども——女性が占めていることとあわせて考えると、女性の働きやすさを示しているのではないかと思えます。保育という同じような仕事内容の中で、公立と私立とは約8歳の平均年齢の差が見られます。平均年齢の差を働きやすさの差と考えますと、やはり公務員の職場は女性として働き続けやすい職場と言えると思えます。これは、やはり公務員の職場の労働条件が守られていることのおかげではないのでしょうか。

男女平等の視点からお尋ねしますと、「能力さえあれば、男だから、女だからという差別はしない」というお答えが返ってくると思われまします。しかし、私が言いたいのは、本当の意味での能力とは、働き続けられないと発揮できないのではないかとことです。そのためには、働き続けられる条件・環境を整える必要があると思えます。現在の状況の中では、公務員は女性が働き続けやすい職場だと思えます。

さて、公務員である岡山市職員に話を移します。  
とし4月1日現在、職員数6,144人、そのうち女性は2,567人で、全職員中41%を占めています。  
過去5年間、41%台で少しずつふえている傾向にあります。

さて、そこで質問します。  
市当局として、男女平等の観点から、この女性職員の割合を維持していく必要があるとお考えで  
しうか、御所見をお聞かせください。  
男女平等政策を推進していく上では、結果の平等は重要な視点です。この視点を踏まえ、ぜひ男女  
平等に対して前向きな御答弁をお願いいたします。

次4番、障害者の福祉政策について。  
これは他の議員からの質問もありましたけれども、私の観点からということで皆さんもお聞きくだ  
さい。

1995年12月、国は「障害者プラン ノーマライゼーション7カ年戦略」を策定し、ライフステージ  
のすべての段階において、全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない  
者と同等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念のもと、その推進に努めてい  
ます。

当市においては、1993年3月「岡山市障害者施策に関する新長期計画」（1993年～2002年）を策定  
し、また昨年3月には「岡山市障害者保健福祉計画」により、具体的な数値目標を設定し、障害者施  
策のさらなる推進を目指しているところです。

さて、今回は障害者プランの視点、1、地域でともに生活するためにの観点からの質問をいたしま  
す。

障害者プランでは、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある人々が社会の構成員  
として地域の中でともに生活を送れるように、ライフステージの各段階で、住まいや働く場ないし活  
動の場や必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を確立すると言っています。

また、とし1月25日、身体障害者福祉審議会と中央児童福祉審議会障害福祉部会から、障害者の  
地域における自立した生活を支援するという視点からの意見書も行われております。障害のある人  
もいない人もともに地域で暮らすことが目標です。障害のある人々が生まれた地域で成長し、生活して  
いくことを考えてみると、一人一人のライフステージの各段階に合わせて、きめの細かい保健福祉  
サービスは欠かせません。

福祉教育の推進にとって最も大きな力を発揮するのは、障害児とともに育つ、障害者とともに生き  
ることだと思います。子どもたちにとって障害児とともに育つということは、教えることのできない  
福祉教育になると思います。

そういう観点からお尋ねいたします。

(1)まず、就学前教育についてです。

地域にある保育園・幼稚園は、障害のある子も入園できるシステムになっていますか。また、岡山  
市障害者保健福祉計画では、障害児保育拠点園の数値目標も挙げられています。その現状もあわせて  
お答えください。

(2)次は、学校教育についてお尋ねします。

地域のすべての小・中学校に障害のある子も入学することは可能ですか。また、受け入れ体制は障  
害児にとって望ましいものとなっているのでしょうか。ぜひとも子どもの立場に立つての御見解をお示  
しくください。

(3)就学前教育、小・中学校教育における障害児教育の一貫性はどのようにして保たれていま  
すか、具体的事例を含めお示しくください。

(4)学校教育の中での放課後についてお尋ねします。

保育園、幼稚園、小・中学校にも障害児への配慮があると思います。では、その子どもたちの放課  
後はどうでしょうか。地域で障害を持った子どもたちはどうしているのでしょうか。多くの子どもた  
ちは家の中に閉じこもりがちだと聞いています。特に、小学校に障害児学級のあるところでは、障害  
児の放課後も福祉の観点から保障する必要があるのではないのでしょうか。

現在当市では、少子化対策の一環として児童クラブの充実に努めているところです。児童クラブに  
は、入所を希望する地域の子どもたちはどの子も区別することなく入れるべきではないでしょうか。  
6月議会の保健福祉局長の答弁によりますと、現在でも9クラブに11人の障害児が通っているよう  
です。しかし、その現実はなかなか大変で、加配、加算のない中、指導員さんの負担になっている状況  
にあると言えます。

そこで質問します。

岡山市障害者保健福祉計画では、児童クラブにおける障害児支援が検討課題となっています。その  
現在の取り組み状況についてお示しくください。

この岡山市障害者保健福祉計画は全庁的に取り組まれ、策定されたものとお聞きしています。ノ  
ーマライゼーションの理念を踏まえ、地域のすべての子どもたちが地域で豊かに成長していけるよう  
、ぜひ前向きな御答弁をお願いいたします。

5番、タクシー利用について。

まず(1)公平性の観点から。

昨年6月の近藤議員の質問以来、タクシーの利用状況の変化があったのか、なかったのかという点  
からまずお尋ねをしたいと思えます。

調べてみると、事務連絡文書は、昨年5月以来出されていないようです。とすると、岡山県タク  
シー興業が従来どおり、他社が発行する紙チケットの清算事務を取り扱っており、岡山市としては、  
カードと紙チケットの併用で対応しているということになります。ところが、現実的には——私が調  
べた限りにおいては——本庁内の各課はタクシーカードしか持っていない状況にあります。タク  
シーカードを導入以来、1年以上が経過しているわけですが、いまだに全タクシーへのカード読み取  
り機器の配備はめどが立っていない状況です。つまり、いつまでこの状況が続くかわかりません。

現在、岡山の事業区域内1,304台中、個人タクシーなど203台のタクシーではタクシーカードが利用  
できません。タクシーカードの利用できないタクシーは、15.6%の割合になります。割合として少な  
いから、そういうタクシーは利用できなくてもよいと言うのでしょうか。行政としての公平性に問題  
はないでしょうか。この状態では、個人タクシーの運転手さんは市役所の駐車場には入れないと言っ  
て嘆いておられます。現実的にそういう状態になっているということです。タクシーの運転手さんか  
ら見れば、現在の岡山市のっている状況は明らかに不公平だと言えらると思います。

そこで質問します。

市としては、併用できますよと言っているながら各課の対応にお任せということで、岡山市がタクシーカードの利用のみとなっている現状を、公平性の観点から見て望ましいものとお考えでしょうか。

(2)次に経済性の問題です。

紙チケットは1枚4円、チケットカードは1枚10円。それに加えてメンバーズカードの手数料1枚から3枚までが1枚につき500円、4枚目からは1枚につき250円必要のようです。また、タクシー料金は、1.5キロメートル当たり一般タクシーが560円、個人タクシーは550円と10円の差があります。

岡山市の財政状況の厳しい折、高いタクシーしか利用できないタクシーカードには疑問があると私は思います。私たち主婦は家計を預かり、同じものなら1円でも安い買い物をと毎日工夫しております。岡山市の財布を預かる財政当局も同じことではないかと思えます。

そこで質問します。

昨年5月の事務連絡どおりの状況からすると、相対的に高いタクシーカードの利用はやめて、紙チケットの対応に戻すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

さて、最後です。6番、少子化対策と保育料値上げについて。

1998年7月に、内閣総理大臣主宰による「少子化への対応を考える有識者会議」が設置され、1998年12月に「若い男女が新たな家庭を築き、子どもを育ていく喜びや楽しさを経験することを困難にしている社会的・心理的な要因を社会全体の取り組みとして取り除いていくことにより、家庭や子育てに夢を持つことができるような社会とするための環境整備を実行することを求めている」と提言しています。今、日本は本当に少子化を食い止めなければ、近い将来人口は半減してしまいます。

この少子化を食い止めるためには、女性を家庭に戻し、育児・介護に専念させる政策ではうまくいきません。女性が自分の人生の主人公として自分自身を燃焼させながら、子育ても楽しめるシステムをつくるのが、今こそ求められていると思えます。児童手当をばらまいても、そんなに子どもはふえないと思えます。それよりも大切なことは、今岡山市がしている保育園の待機児の解消ではないでしょうか。早急に待機児が解消されることを望んでやみません。

岡山市も、少子化対策特例交付金により、待機児の解消に力を入れているのは皆さんも御案内のとおりであります。少子化対策が叫ばれている今、なぜ保育料の値上げなのでしょう。私は、政策の整合性の面からとても理解に苦しみます。

そこで、私はまず過去11年間の保育料の変化を調べてみました。すると、驚いたことに、所得の低い階層の伸び率が圧倒的に高いということがわかりました。例えば、3歳未満児の「B階層」——生活保護世帯を除き市町村住民税非課税世帯という一番階層的に言って保育料の安いところで99年も、ここが1989年1,570円でした。ところが、93年には2,000円、97年には5,490円、そして99年——ここは6,280円と、ちょうどこの11年間で4倍になっています。また、「D階層12」——現在では一番所得の高いところですけれども、ここは89年が4万2,790円、そしてことし99年が4万2,650円と、保育料が140円下がっています。

大ざっぱに言って、この11年間を比べてみますと、所得の低い層ほど保育料のアップ率は高いと言えます。保育料は、「岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例」によって定められています。市の保育料の条例は国の基準に準ずるものとなっているため、上記のような過去11年間の変化は国の意向を強く反映しているわけです。

つまりここで大切になってくるのは、保育料に対する岡山市の基本的な考え方だと思います。国が保育料の徴収基準を上げると、システム上、当然市の持ち出し分がふえてきます。それを抑えるためには、保育料の値上げをしないという構造になっています。

しかし、現在の経済状況や雇用状況、また実質賃金が目減りをしているようなことを考えると、働く者の負担は相対的に高くなり、少子化がますます進むのではないのでしょうか。保育料の値上げも、少子化対策の視点から考える必要があると思えます。

そこで質問します。

(1)これまでの保育料の変化について、当市はどうお考えでしょうか、御所見をお聞かせください。

(2)岡山市の保育料は国の基準より大分低く、良好な市民サービスとなっています。ぜひこの状態を維持していただきたいと思えます。今後の保育料についての御所見をお伺いいたします。

さて次に、保育園児の割合と滞納率についてです。

最も保育園児の人数の多い層は「D階層12」、最も所得の高い層になっています。当然この階層は保育料も高いです。そして、滞納率の一番高いのはどこかという「B階層」、最も所得の低い層になっております。保育料の滞納の問題は、個人の状況がまちまちであり、一言で論じることはできないと思えます。行政としては滞納理由についての分析、配慮、対策が必要ではないでしょうか。

保育料は、前年度の所得に応じて徴収額が決定されます。そして、1年間は保育料の変更はありません。最近の社会状況からすると、失業や離婚等により所得状況が1年間で大幅に変わることもたくさんあると思えます。特に、離婚の場合などは、すぐに法的に離婚が成立することは少なく、こじれると少なくとも6カ月間は前年度の所得による保育料を納めなければならないシステムとなっているようです。

そこで質問します。

(1)保育行政は福祉の一環です。一律に保育料の徴収に力を入れるのではなく、一人一人の状況に応じたきめの細かい配慮が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、徴収に当たっての具体的方法をお示しください。分割納入や激変緩和措置とかあるように聞いておりますので、よろしくお願ひします。

(2)保育料の徴収専門員の募集をしたそうですが、徴収専門員の研修はどのようになさいますか。具体的計画及び内容についてお答えください。

盛りだくさんとなりましたが、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

P. 311

◎市長(萩原誠司君) 御苦労さまでございます。今、下市議員の質問表を改めて見ているんですけども、何ちゅうか、議場で街頭演説を聞くような、元気のいい御質問だったと思えます。

財政の問題について主にお答えしますが、下市さんもおっしゃっておられるように、今情勢が厳しいわけで、市民の懐にいろいろ負担がかかっている。雇用もあると。そういう中でマクロ的に言え

ば、市内でも公共事業を初めとした需要関係が求められているというのは、議会にもう何度も御出席でありますから御存じだと思えます。

雇用との関係でも、今回の補正は重要な役割を果たします。雇用にダイレクトにお金が行くというだけが雇用対策ではありません。そういう議場での議論を聞いて、そしてその中で御自分のお考えを整理されるというのが、議会での発言だろうと私は思います。私なりにということで、議会のかつての同僚議員の方々の御質問をすべて無視されるというのはいかなるものかと思えます。

例えば公共事業とおっしゃいますが、御質問中に不規則発言ですがいろんな方々が御発言されておられました。この数年間、市内において市道を中心とした生活道路の維持・補修・管理というものが停滞をしている。安全の問題にもなる。そういうところを今回どうせやるものだったらということで前倒しをする、そしてそのコストが市民が払うよりも安くなる、そういう議論をこの数週間ずっとやってきているわけです。そういうところをお踏まえになっていただければ、財政についてはおのずから答えはおわかりだろうと思う次第であります。

以上でございます。

P.312

◎総務局長（橋本豪介君） まず、平和行政の中で、コストリカ訪問の感想と国際交流の貢献についてでございますが、コストリカ訪問の感想は、さきの共産党崎本議員の代表質問、田畑議員の個人質問に市長からお答えしたとおりでございます。

また、世界平和は岡山市民のみならず人類共通の願いでありまして、世界の恒久平和の実現のため、一人一人が平和についての認識を常に持つべきと考えております。したがって、自治体とか市民レベルとかの枠組みでなく、だれでも多くの国々の人々と交流することが、平和意識の醸成につながると考えております。

次に、「国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書」の宣言の御質問がございましたが、この「国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書」につきましても、外務省条約局法規課に確認いたしましたところ、条約の批准に必要な国内法の整備ができていない等の事情で、我が国はまだ批准していないとのことであります。したがって、御質問にはお答えいたしかねると考えております。

次に、周辺事態法第9条の自治体協力要請の御質問でございますが、周辺事態法も他の法律と同じく、国会が定立する成文の法規範でありまして、両者の形式的効力に優劣関係はございません。

また、周辺事態法第9条第1項の趣旨は、国の協力要請によって、当該協力要請を受けた地方公共団体の長が、その権限を適切に行使用することを法的に期待される立場に置かれる旨を定めた規定に過ぎません。

したがって、周辺事態法第9条第1項に基づく協力要請を受けたからといって、市長がその有する権限を越え、または当該権限の根拠となる法令の趣旨に違反して権限を行使することはもちろんございません。

それから、働く女性についての中の、岡山市職員の女性職員の割合の維持についてでございますが、御指摘の女性職員の占める割合が微増傾向にあることは確かなことであります。これは、退職者・採用者の男女比が影響していること、すなわち採用者の中での女性の割合が比較的に高いことから生じております。ちなみに、本市の場合、大卒事務の合格者の女性比率が平成3年度に30.8%と3割を超えて以来、年度により差はありますがだんだんと伸びてきておりまして、平成11年度の大学事務の合格者の女性比率は42.9%となっております。

割合の維持につきましては、あくまでも一般競争試験の結果であります。

それから、タクシーの利用についての御質問ですが、まずその状況の変化ですが、昨年5月の事務連絡で、総務局長名で通知を出しております。それについては変化がございません。もちろんタクシー業界においても変化がないというふうな状況でございます。したがって、本年度も昨年同様の扱いといたしております。

御指摘のように、現在本市では、タクシーの利用に当たっては、カードチケットと紙チケットの併用で対応しておりまして、この両方を使っております課もありますが、結果としてどちらもタクシーの利用がなくて使っていないというふうな状況でございます。利用の仕方につきましては、各所属の判断にゆだねているところでございます。

また、現在の業界のタクシーチケットのシステムの中では、市としては今の扱い以外には考えられません。

なお、経費の節減につきましては、可能な限り公用車や公用自動二輪車を使用いたしまして、節減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

P.312

◎保健福祉局長（服部輝正君） まず、平和行政の中の平和都市宣言の理念の市政全般への具現化についてお答えいたします。

本市では、昭和60年に「平和都市宣言」を行い、憲法の恒久平和の理念に基づき、平和で幸せな岡山市を築くため、不断の努力を続けることを誓い、平和講演会、小・中学校生の平和感想文の募集、公民館での戦災資料の巡回展示等、平和都市宣言の理念が市政の中でできる限り生かされるような具体的な取り組みをしてきたところであり、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、障害者の福祉政策のうち、保健福祉関係についてお答えいたします。

保育園における障害児保育の状況でございます。

保育園における障害児保育につきましては、拠点園と一般園で行っており、拠点園では障害の程度が、軽度・中度の児童を受け入れ、一般園では、軽度の児童を受け入れしております。平成11年10月1日現在、公・私立保育園合わせて89園のうち、45園に139名の児童の受け入れを行っております。障害児保育拠点園の数値目標につきましては、今年度において既に達成いたしております。

次に、児童クラブにおける障害児の現在の取り組み状況でございます。

放課後児童クラブにおける障害児の受け入れにつきましては、各クラブの運営委員会が入所の可否を決定することとなっておりますが、市といたしましては、これまでもトイレの改修等必要に応じて対応してきており、今後とも個別の事例ごとに実態を踏まえ、可能な限り受け入れが進むよう条件

整備に努めていきたいと考えております。

なお、運営補助金の障害児加算につきましては、極めて厳しい財政状況の中、市単独で行うことは困難であり、これまでも国へ制度創設の要望書を提出しておりますが、今後とも機会あるごとに国へ要望していきたいと考えております。

次に、保育料について御答弁申し上げます。

保育料の変化と今後の保育料についてでございます。

議員御指摘のように、本市の現在の保育料は国の徴収金基準額表により相当の減額を行っておりますが、さらに所得の高い層の保育料について近年引き上げを行っており、全体として国の徴収基準額の25%を減額しております。

一方、市民の労働形態の多様化に伴い、保育ニーズも多様化し、これに伴って、本市といたしましてこれらのニーズに対応した保育の充実が求められております。このためには多額の財政的負担を伴い、財源の確保が必要となってまいります。

保育料の改定でございますが、議員御指摘のような状況の中で保育料は推移いたしております。今回お願いいたしておりますのは、低所得者層を抑えて、高額所得者層についてその負担をお願いしとるわけでございます。保育料の改定につきましては、公明党の田尻議員の代表質問にお答えしたとおりでございます。

次に、滞納保育料の徴収の具体的方法でございます。

滞納保育料は、滞納分の全額一括納付が原則でございます。しかし、真にやむを得ない理由がある場合につきましては、分割納付を認めております。

次に、保育料徴収専門員の研修についてでございます。

保育料徴収員の研修についてでございますが、採用後直ちに福祉施策及び保育施策の全般の説明を行い、徴収事務、金銭の取り扱い事務等について説明を行う予定にいたしております。

以上でございます。

P.313

◎経済局長（角田誠君） 労働情勢について、雇用不安への適切な対応についてでございます。

企業における雇用管理制度の再編成、能力主義・成果主義的な賃金制度・処遇制度の進展、労働者の価値観の多様化などを背景に、労働相談が増加をしており、国において個別労使紛争の処理制度の検討を行っておるとお聞きしております。

また、雇用情勢が依然として厳しい状況にある中、政府は国民の雇用不安を払拭し、景気を本格的な回復軌道に乗せ、21世紀の新たな発展基盤を築くため、本年11月11日に「経済新生対策」を決定したところでございます。

本市といたしましては、国の動向を注意深く見守りますとともに、国・県との連携を一層密にしながら、引き続き雇用対策制度の情報の収集及びその周知等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

P.313

◎教育長（戸村彰孝君） 下市議員の御質問にお答えいたします。

障害者の就学前教育と学校教育についての御質問でございますが、一括してお答えいたします。

障害のある子どもの就園・就学につきましては、就園指導委員会、それから就学指導委員会におきまして、一人一人の子どもの障害の種別・程度・状態等によりまして、県立の盲・ろう・養護学校等の特殊教育諸学校、あるいは軽度の場合は、市内の小・中学校に受け入れております。市内の小・中学校の場合は、知的障害、情緒障害、難聴、弱視、病弱等の特殊学級でありまして、小学校では53校86学級、中学校では18校で28学級が設置をされておるところであります。

また、施設・設備につきましては、スロープや手すり、トイレなどの改造を行うなど、年次計画によって行っておりますし、担当者の研修を、これも年間計画的に実施をいたしております。

それから、就学前教育、小・中学教育の一貫性でございますが、障害のある子どもの教育では、一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導が特に必要であります。個々の発達段階に応じた教育を行う場といたしまして、特殊教育諸学校や小・中学校の障害児学級も設置されており、その相互の連携に留意をすると同時に、指導計画、方法、内容につきまして一貫性に心がけておるところであります。

以上、お答えいたします。

〔1番下市香乃美君登壇〕

P.314

◆1番（下市香乃美君） 時間がありませんので……、市民生活に密着した行政サービスをすることを求めているのは、議場の皆さんと同じであります。そのことをぜひ御理解いただきたいと思っております。

私としては、市レベルのネットコスト削減の考え方も、結局は国全体の借金体質を膨らませることになるので、慎重な対応をと思っております。意見を述べさせていただいて、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）